

事務連絡
令和2年6月17日

通所系サービス事業所
短期入所系サービス事業所

各位

小山市役所 地域包括ケア推進課

介護保険最新情報 vol. 842 の取り扱いについて

日頃より、本市の介護保険事業にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(令和2年6月1日付)について下記のとおり内容を整理いたしました。合わせて、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第13報)」(令和2年6月15日付)が発出されましたのでご確認ください。

※指導管轄が栃木県となる事業所については、ご不明点がございましたら栃木県へ直接ご確認をお願いいたします。

1. 介護支援専門員との連携について

担当である介護支援専門員に対し、当該取り扱いによる請求を検討している旨を伝え、情報共有を図ってください。

事前に情報連携を行っていない場合には、報酬算定ができない場合がありますのでご注意ください。

2. 利用者からの同意について

通知のとおり、居宅介護支援事業所が同意取得を行うことを妨げるものではありませんが、利用者の自己負担額が変わるため、基本的には介護報酬算定を行う事業所が事前に同意を得てください。トラブル防止の観点から文書による同意が望ましいと考えますが、方法等については事業所をよく検討を行い、懇切丁寧に説明を行ったうえで、説明を行ったことが確認できる記録を確実に保管してください。

利用者からの事前の同意がない場合には、報酬算定ができませんのでご注意ください。

3. 給付管理票と介護給付費明細書について

介護支援専門員が作成する給付管理票と居宅サービス事業所が作成する介護給付費明細書のそれぞれに反映させ、請求の際に一致するようにしてください。

4. 区分支給限度基準額の取り扱いについて

当該取り扱いの実施による区分支給限度基準額の取り扱いに変更はありません。当該取り扱いにより区分支給限度基準額を超えることが分かった場合、超過分の金額全体が利用者の自己負担となりますので、利用者に対し十分に説明を行い同意を得てください。

5. 対象期間について

サービス提供前に上記の手続きが必要となることから令和2年6月利用分から当面の間とします。終了時期についてはあらためて通知いたします。

6. 延長加算の算定に係る届出について

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の事業所において、時間延長サービス体制が「対応可」として届出がされていない事業所は、小山市に対して「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を加算算定月の前月15日までに提出してください。

ただし、令和2年6月・7月から算定する場合には、至急小山市へ連絡をお願いいたします。

小山市役所 地域包括ケア推進課
高齢支援係
Tel: 0285-22-9541
Fax: 0285-22-9543